

【厚生労働大臣の定める基準額】

基本単位	居宅介護支援（Ⅰ） 居宅介護支援費(i)	取り扱い件数 45 件未満。	要介護 1・2 10,860円／月 要介護 3～5 14,110円／月
	居宅介護支援（Ⅰ） 居宅介護支援費(ii)	取り扱い件数 45 件以上 60 件未満	要介護 1・2 5,440円／月 要介護 3～5 7,040円／月
	居宅介護支援（Ⅰ） 居宅介護支援費(iii)	取扱件数 60 件以上	要介護 1・2 3,260円／月 要介護 3～5 4,220円／月
	居宅介護支援（Ⅱ） 居宅介護支援費(i)	取り扱い件数 50 件未満。ただしケアプランデータ連携システムを利用等条件を満たした場合	要介護 1・2 10,860円／月 要介護 3～5 14,110円／月
	居宅介護支援（Ⅱ） 居宅介護支援費(ii)	取り扱い件数 50 件以上 60 件未満	要介護 1・2 5,270円／月 要介護 3～5 6,830円／月
	居宅介護支援（Ⅱ） 居宅介護支援費(iii)	取扱件数 60 件以上	要介護 1・2 3,160円／月 要介護 3～5 4,100円／月
	介護予防支援費（Ⅱ）	指定居宅介護支援事業所が行う場合	要支援 1・2 4,720円／月
初回加算		1.新規に居宅サービス計画を策定した場合 2.要介護状態区分が2段階以上変更になった場合	3,000円／月
特定事業所加算（Ⅰ）		算定要件を満たした場合	5,190円／月
特定事業所加算（Ⅱ）		算定要件を満たした場合	4,210円／月
特定事業所加算（Ⅲ）		算定要件を満たした場合	3,230円／月
特定事業所加算（A）		算定要件を満たした場合	1,140円／月
特定事業所医療介護連携加算		ターミナルケアマネジメント加算回数が15回以上（年間）である場合等条件を満たした場合	1,250円／月
入院時情報連携加算（Ⅰ）		利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院等の職員に対して入院する利用者の情報を提供した場合	2,500円／月
入院時情報連携加算（Ⅱ）		利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院等の職員に対して入院する利用者の情報を提供した場合	2,000円／月
退院・退所加算(Ⅰ)イ		病院等から退院・退所するにあたり、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている場合	4,500円／月
退院・退所加算(Ⅰ)ロ		病院等から退院・退所するにあたり、必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けている場合	6,000円／月
退院・退所加算(Ⅱ)イ		病院等から退院・退所するにあたり、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けている場合	6,000円／月

退院・退所加算(II)ロ	病院等から退院・退所するにあたり、必要な情報の提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスによる場合	7,500円／月
退院・退所加算(III)イ	病院等から退院・退所するにあたり、必要な情報の提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによる場合	9,000円／月
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	500円／月
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行いサービスの利用に関する調整を行った場合	2,000円／月
中山間地域等における小規模事業所加算	算定要件を満たした場合	算定額の10%を加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	算定要件を満たした場合	算定額の10%を加算
ターミナルケアマネジメント加算	終末期で死亡された利用者等の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	4,000円／月
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	・事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は事業所と同一の建物に居住する利用者にサービス提供した場合 ・事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物(上記を除く。)に居住する利用者にサービス提供した場合	所定単位数の95%を算定
介護職員等処遇改善加算	算定要件を満たした場合、各種加算・減算後に乗ずる	2.1%

- (注) 1 厚生労働省が定める振興山村等に当たるため15%加算されています。
- 2 介護保険が適用される場合は、以上の報酬は直接介護保険から事業所に給付されますので、利用者様のご負担はありません。
- 3 ただし、利用者様に保険料の滞納がある場合は、利用者様より全額料金をいただき、当事業所が発行する証明書をもって後日払い戻しとなる場合があります。
- 4 滞納の期間によっては、全額利用者様のご負担となる場合もあります。